

別表 木材産業等高度化推進資金の利率

令和6年9月24日施行

資金名		貸付利率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	貸付限度額
事業経営改善計画に基づく資金	事業経営改善合理化資金	短期資金 1.65 (1.55) [1.35]	短期資金 1 <—>	1億円 特認2億円 [素材の年平均生産量 10,000m3以上] [素材の年平均引取量 15,000m3以上] [木材製品の年平均引取量 20,000m3以上] 特認4億円 [素材の年平均引取量 30,000m3以上] [木材製品の年平均引取量 40,000m3以上] 特認5億円 [素材及び木材製品の年平均引取量 50,000m3以上]
	新規需要創出資金	短期資金 [1.35]		1億円
構造改善計画に基づく資金	木材高度加工資金	短期資金 [1.35]	短期資金 1 <—>	1億円 特認2億円 [JAS無垢材の製造を行う者]
林業経営改善計画に基づく資金	林業経営高度化推進資金	短期資金 1.65	短期資金 1 <—>	5千万円 特認1億5千万円 [造林の年間施業面積 500ha以上]
	伐採・造林一貫作業推進資金	短期資金 (1.55) [1.35]		1億円 特認2億円 [素材の年間平均生産量 10,000m3以上]
木材安定供給確保事業計画に基づく資金	木材安定供給資金	短期資金 [1.35]	短期資金 1 <—>	3億円 特認4億円 [協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合であっても、借受者の償還が適切に行われると認められること]

注1: 貸付利率における()は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率。

注2: 貸付期限における<—>は据置期間であり、償還期間に含む。

注3: 貸付限度額における[]は貸付限度額の特認条件。

注4: 手形書換が行われる場合であっても当該貸付の期間中(認定期間)は当初貸付時における利率を適用する。